

(平成23年3月2日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 2件

## 沖縄厚生年金 事案 372

### 第1 委員会の結論

申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成5年7月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月31日から5年7月1日まで  
② 平成5年7月1日から同年9月1日まで

私は、申立期間①についてはA事業所に、申立期間②についてはB事業所（C事業所を経て、現在はD事業所）に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を受けた。しかし、両事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間の被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A事業所における当時の複数の同僚は、申立人が申立期間①において同事業所に勤務していたことを具体的かつ詳細に記憶している上、申立人が保管する預金口座の記録により、同事業所における平成5年6月分の給与が同年7月20日に振り込まれていることが確認できることから、申立人が、申立期間①において、当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によれば、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の記録が、平成5年7月1日付けで、4年12月31日に遡って資格喪失処理されており、当該遡及喪失処理は多数の同僚においても行われていることが確認できる。

また、当該事実について、A事業所の代表者は既に死亡しているため確認できないが、上述の同僚は「事業所の経営が悪化して保険料の支払いが困難となり、半年ほど遡って従業員の厚生年金保険の被保険者資格を喪失させた」と聞いたことがある。」と述べている。

さらに、不納欠損整理簿により、申立期間①当時、A事業所において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成5年7月1日付けで行われた遡及資格喪失処理は事実即したものと考え難く、申立人について4年12

月 31 日に遡って被保険者資格の喪失処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、申立人の資格喪失日は5年7月1日であったものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における平成4年11月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

申立期間②について、D事業所が保管している申立人に係る社員記録により、申立人は平成5年7月1日にB事業所に入社し、申立期間②において同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B事業所の元事業主及び元事務担当者は、「B事業所では、平成5年7月14日に厚生年金保険の適用事業所になったものの、事務の混乱から、一度に全従業員を厚生年金保険に加入させることができなかった。被保険者資格取得の届出を行っていない従業員から保険料を控除することはなかった。」と証言している。

また、D事業所は、「既に当時より15年以上経過しており、社内に申立期間に対応する記録は前述の社員記録以外に存在しない。」と回答しており、申立人の申立期間②における厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和59年1月1日に、資格喪失日に係る記録を60年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を59年1月から同年8月までは18万円、同年9月から60年1月までは15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月1日から60年2月1日まで

私は、申立期間当時、A事業所に勤務していたが、年金記録を確認したところ、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を受けたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が、申立期間においてA事業所に継続して勤務していたことが認められ、また、申立人が保管する同事業所が作成した所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によれば、申立人が昭和59年1月から60年1月までの給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の賃金台帳の記録から、昭和59年1月から同年8月までは18万円、同年9月から60年1月までは15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失並びに標準報酬月額の決定のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和59年1月から60年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和47年5月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

また、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を13万4,000円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から同年10月1日まで

私は昭和47年5月にB社から系列会社であるA社に移籍になったが、B社で勤務していた時の標準報酬額は13万4,000円であったのに、A社に移籍後の同年5月から同年9月まで1万円となっていることに納得がいかないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人は、B社において昭和47年5月21日に厚生年金保険の資格を喪失しており、喪失時の標準報酬月額は13万4,000円であったことが確認できるとともに、同年5月15日にA社において被保険者資格を取得しており、資格取得時の標準報酬月額は1万円であることが確認できる。

しかしながら、A社における申立人に係る厚生年金保険被保険者原票によれば、資格取得日欄に昭和47年5月21日と記載されていることが確認でき、この日付は、申立人が同社に勤務する直前まで勤務していたB社での資格喪失日と同日であることが同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認できる。

また、A社における厚生年金保険被保険者原票によれば、厚生年金保険被保険者の資格取得時の標準報酬月額は、資格取得欄に記載されている資格取得日より前の昭和47年5月15日付けで当時の標準報酬月額表の標準報酬月額に該当しない「0.7」と記載されていることが確認できる。

さらに、年金事務所に当該記録の矛盾点について確認したところ、年金事

務所は「標準報酬月額の設定日が資格取得日より前の日の昭和 47 年 5 月 15 日となっているのは、沖縄の日本復帰時の事務処理に誤りがあったものと思われる。また、標準報酬月額の記載については、経緯は不明である。」と回答しており、社会保険事務所における記録管理が不適切であったことがうかがえる。

加えて、A社で申立人と同一の部署で勤務していた同僚は、「申立人のA社での勤務形態や給与に変化はなかった。申立人は営業部の部長か次長をしており、給料が1万円未満というのは考えられない。」と証言している上、オンライン記録から申立人と同時期にB社からA社に記録が移っている同僚3人の標準報酬月額を見たところ、同額または増額しており下がっている者は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 47 年 5 月 21 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められるとともに、同事業主は、申立人が主張する標準報酬月額(13万4,000円)に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和45年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和10年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年3月1日から同年4月1日まで

私は、A社に入社した後、昭和45年3月1日付けで同社本社からB支社に転勤となったが、厚生年金の加入期間を年金事務所に照会したところ、同年3月分の加入記録が無いとの回答を受けた。しかし、申立期間においても継続して同社の社員であり、事務手続上のミスと思われるので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人に係る人事記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（同社本社から同社B支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人は昭和45年3月1日付けでB支社へ転勤となり同支社に勤務したと述べており、上記人事記録においても申立人は同日付けで同支社勤務となっていることが確認できることから、同年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年4月の厚生年金保険被保険者原票の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険被保険者資格取得届の記載を誤って手続したことを認めていることから、同事業主が昭和45年4月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年3月12日から47年7月21日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を46年3月12日に、資格喪失日を47年7月21日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を46年3月から同年9月までは6万円、同年10月は6万4,000円、同年11月は8万6,000円、同年12月は9万2,000円、47年1月は2万8,000円、同年2月及び同年3月は9万8,000円、同年4月は6万円、同年5月は7万2,000円、同年6月は3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月12日から49年8月31日まで  
私がA社で勤務していた申立期間について、厚生年金保険の記録が無いので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は申立期間のうち、昭和46年3月12日から47年7月20日まで同社において継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人に係る雇用保険の離職日（昭和47年8月20日）と健康保険の資格喪失日（昭和47年9月21日）が相違しているが、その理由について事業主は、「届出の日付が相違している理由は資料が無く不明であり、届出が遅れたものと思われるが、賃金台帳の労働日数などからみて、昭和47年7月20日が正しい退職年月日ではないかと思う。」と回答している。

さらに、A社が保管する乗務員台帳により、申立人は昭和46年3月12日に同社に雇入れされ、同日付で健康保険被保険者の資格を取得し、47年9月21日に同資格を喪失していることが確認できる一方、事業主から提出された申立人に係る46年分及び47年分の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によると、申立人が事業主により厚生年金保険料を給与から控除されたのは、申立期間のうち、46年3月から47年6月までであることが確認できる。



これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年3月12日から47年7月21日までにおいて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与が控除されていたことが認められる。

なお、申立期間における標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人に係る昭和46年分及び47年分の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における保険料控除額又は報酬月額から46年3月から同年9月までは6万円、同年10月は6万4,000円、同年11月は8万6,000円、同年12月は9万2,000円、47年1月は2万8,000円、同年2月及び同年3月は9万8,000円、同年4月は6万円、同年5月は7万2,000円、同年6月は3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の被保険者名簿整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年3月から47年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和47年7月21日から49年8月31日までについては、上述の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び当該事業所の回答により、当該期間に係る給与の支払が確認できないこと、厚生年金保険料を給与から控除していなかったことが確認できることから、申立人が厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から平成3年3月まで  
私は、平成7年に市役所窓口で、国民年金保険料をまとめて納付した記憶があるにもかかわらず、納付記録が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は165か月と長期間である上、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付時期、納付場所及び納付金額についての記憶が曖昧である。

また、申立人に係る国民年金被保険者記録（マイクロフィルム）によると、昭和55年度及び56年度の過年度保険料の納付書が57年に、57年度と同保険料の納付書が58年に、58年度と同保険料の納付書が59年に申立人が52年9月まで住所のあったA市から申立人宛に送付されていることが確認できるところ、申立人は52年10月にA市からB市へ転出後、B市とC市の2市間で転入・転出を数回繰り返しているが、国民年金の住所変更等の手続を適切に行っていない。これらのことから、転入・転出先の同2市では、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付書は作成されなかったものと推認される。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から63年3月まで  
私は昭和52年4月に国民年金に任意加入し国民年金保険料を納付していた。61年の法改正により、サラリーマンの配偶者は保険料を納付しなくてもよいことになったが、制度改正に気づかず、申立期間も保険料を納付していたので、当該期間の保険料を還付して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人は、国民年金の任意加入被保険者から第3号被保険者への切替手続を昭和61年4月21日に行っていることが確認できる上、申立人が居住していた地域の市役所が保管する申立期間の「国民年金収滞納一覧表」によっても、第3号被保険者とされていることから、制度上、申立期間に係る国民年金保険料の納付書が申立人に送付されていたとは考え難い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から20年8月31日まで

私は、昭和19年4月1日にCの工業学校の紹介でCのDにあったA社B出張所に入社し、終戦のため退社し帰国する前の20年8月31日まで同社で勤務していた。厚生年金保険料が給与から引かれていたかどうかは覚えていないが、申立期間に勤務していたことは確かなので、当該期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の説明及びA社の社史に記載されたCにおける事業の記録から、申立期間当時、Cにおける同社B出張所の存在が確認でき、申立人が申立期間に同社同出張所において勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、A社B出張所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、A社及びE国民健康保険組合に申立人の申立期間における厚生年金保険及び国民健康保険組合の加入状況について照会したところ、「申立人の加入の事実は確認できない。」と回答している。

さらに、オンライン記録により、申立人が氏名を挙げた同僚の記録を確認したが、当該同僚が申立期間においてA社及びその関連事業所において厚生年金保険の被保険者であった記録は確認できない上、所在も不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 19 日から同年 4 月 1 日まで  
私は、申立期間を含む昭和 38 年 4 月 22 日から 40 年 3 月 31 日までA社B工場に継続して勤務していたが、厚生年金保険の資格喪失日の記録は、同年 1 月 19 日となっているので、同年 4 月 1 日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、申立人が同社B工場において昭和 38 年 4 月 22 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、40 年 1 月 19 日に同資格を喪失していることが確認でき、当該記録は健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録及びオンライン記録とも一致している。

一方、申立人はA社B工場における厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 40 年 1 月 19 日から同年 3 月 31 日まで、同社に継続して勤務していたと主張しているが、申立人から提出された 3 枚の写真は、申立人が同社同工場において厚生年金保険に加入している期間に撮影されているものである上、申立人が氏名を挙げた複数の同僚からも申立人が申立期間において同社同工場勤務していたとの証言は得られなかった。

また、申立人は、昭和 40 年 1 月 19 日に国民年金の被保険者資格を取得し、申立期間を含む同年 1 月から 44 年 3 月まで、国民年金の沖縄特別措置に係る国民年金保険料を追納していることが確認できる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。